2　口蹄疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、
③　地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
④　国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがある
ことから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

3　現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人、物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。

4　このため、国民、海外旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

5　なお、本指針については、海外における口蹄疫の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

1　口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

2　国は、人、物等を介した諸外国から我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。

3　家畜の所有者において何よりも重要なのは、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫が疑われる症状を呈している家畜が発見された場合に直ちに都道府県に届け出ることを日常化し、確実に実行することである。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

⑵　都道府県は、家畜の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

⑶　市町村及び関係団体は、都道府県の行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

4　発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第４の２の患畜又は疑似患畜が確認された農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。

防疫措置を行うための経費については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第58条から第60条の２までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

⑴　国は、初動対応等を定めた防疫方針（第５の２の⑴の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置に関係省庁が協力し、支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。

⑵　都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。

⑶　市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる）。

5　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

1　農林水産省の取組

⑴　常に海外における最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表することにより、海外旅行者等の一般の人々に対しても情報提供する。

⑵　口蹄疫の特徴、農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。

⑶　空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、口蹄疫の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、国内で畜産関連施設に出入りする海外からの旅行者、外国人技能研修生、留学生、獣医畜産系大学関係者等に口蹄疫の発生予防に必要な情報について周知する。

⑷　各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、全国的に共有すべきと考えられる過去の防疫措置の具体的な取組等に関する情報を提供するとともに、必要な指導及び助言を行う。

⑸　定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

⑹　発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。

⑺　周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

なお、口蹄疫ウイルスには様々な血清型があり、同じ型であっても流行株の変異が進めばワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、現在の口蹄疫ワクチンでは、
①　備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと
②　感染の完全防御はできないといった性能の限界があること
等について十分周知する。

⑻　豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。

⑼　発生時に各種検査に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑に行われるよう、安定的に供給される体制を構築する。

2　都道府県の取組

⑴　１の⑴により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者、関係団体等に周知する。

⑵　家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、６頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
①　法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年１回以上実施する。）
②　研修会の開催